

平成 2 4 年 7 月 1 2 日  
2 1 0 会 議 室

平成 2 4 年第 1 3 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成24年第13回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成24年7月12日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時51分  
休憩 午後 2時03分～午後 2時49分
- 2 場 所 210会議室
- 3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一  
古 岡 邦 人 平 山 いづみ  
澤 利 夫

署名委員 古 岡 邦 人

- 4 説明のため出席した者の職氏名
- |          |       |      |       |
|----------|-------|------|-------|
| 教育長      | 澤 利夫  | 教育部長 | 新土 克也 |
| 教育総務課長   | 小林 健司 | 学務課長 | 小林美佐子 |
| スポーツ振興課長 | 五十嵐敏行 | 図書館長 | 小宮山克仁 |
- 5 会議に出席した事務局の職員
- |          |       |       |
|----------|-------|-------|
| 教育総務課庶務係 | 高木 健一 | 大澤 善昭 |
|----------|-------|-------|

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第24号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 協議

- (1) 学校の適正規模及び適正配置について（自由協議）

### 3 報告

- (1) 6月議会報告について
- (2) 図書館の臨時休館について

### 4 視察

- (1) 教育委員会所管施設の視察について（泉市民体育館）

### 5 その他

平成24年第13回立川市教育委員会定例会議事日程

平成24年7月12日

210 会議室

1 議案

(1) 議案第24号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

(1) 学校の適正規模及び適正配置について（自由協議）

3 報告

(1) 6月議会報告について

(2) 図書館の臨時休館について

4 視察

(1) 教育委員会所管施設の視察について（泉市民体育館）

5 その他

---

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成24年第13回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員の指名を行います。署名委員に古岡委員、お願いします。よろしいでしょうか。

○古岡委員 はい。

○福田委員長 議事内容の確認を行います。議案1件、協議1件、報告2件、及び教育委員会所管施設の泉市民体育館視察でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の教育委員会の出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、スポーツ振興課長、図書館長でございます。

---

◎議 案

(1)議案第24号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

○福田委員長 それでは議事に入ります。

議案第24号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、でございます。これを議案といたします。

お手元の資料、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、をご参照願います。澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○澤教育長 それでは議案第24号でございますが、立川市市民体育館条例施行規則の一部改正、特に今回の場合は貸出物品、附属設備等の整理でございます。今日見ていただきますけれども、泉体育館のリニューアルに合わせていろいろ備品等も調査しましたところ、老朽化していますとか貸出の実績が全くないとか、そういうものについて廃棄を行うための条文整理でございます。

詳細は、スポーツ振興課長から説明をさせます。

○福田委員長 五十嵐スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○五十嵐スポーツ振興課長 議案第24号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、立川市泉市民体育館の改修工事に伴い、立川市市民体育館条例施行規則第6条に規定されている附属設備等備品の点検を行い、老朽化による不要な備品を廃棄処分するため、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正するものでございます。

お手元の資料をご覧ください。改正前の下線が引かれた部分、平均台、バドミントンコートマット、ダンス用アクリル板のいずれも削除するもので、改正前を改正後に改めるものでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規

則についての説明を終了します。

これより質疑に移ります。市民体育館の改修に伴い、貸出備品を整理するというご  
ざいます。質疑及び協議をお願いいたします。

ご提案内容を踏まえ、ご意見等をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第 24 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、  
お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 24 号、立川市市民体育館条例施行規則の  
一部を改正する規則について、は承認されました。

---

## ◎協 議

### (1) 学校の適正規模及び適正配置について（自由協議）

○**福田委員長** 次に協議に移ります。

協議 (1) 学校の適正規模及び適正配置について、を協議します。

なお、この協議案件は自由協議といたします。資料につきましては、これまで 3 回におよ  
ぶ定例会及び勉強会も含め様々な資料をご提示しておりますので、必要に応じてご参照願  
います。

まずはじめに教育長、総括的な流れ等の説明をお願いいたします。

○**澤教育長** 私から少し説明させていただきます。

これまで特に小学校の学校規模について、教育的な視点から協議をしていただいております  
した。私のほうから、平成 12 年に策定しています立川市学校規模適正化実施方針、これにつ  
いてのいきさつ等も含めてお話を申し上げてきましたけれども、これから小学校、今後また  
中学校もそうですけれども、考える上で平成 12 年当時の実施方針をどう総括するか、これが  
やはり一つの教育的な視点と合わせて大きな視点になろうかと思っております、今、事務  
局でそのあたりの総括をしております。

概括的に申し上げますと、実施方針ができてから 10 年以上経っているわけでございまして、  
その間に学級編制もだいぶ変わってまいりましたという状況もございまして、この間の立川  
の人口のデータと言いましょか、そういうものも大きく様変わりをしております。そうい  
う意味では、この平成 12 年につくられた学校規模適正化の方針をもう一度、今の新たなデー  
タ等を駆使した時点で見直していくということで今取り組んでいます。

特にその当時の方針の中では、第七小学校の適正化あるいは南砂小学校と第五小学校の適  
正化、大山小学校の適正化、若葉小学校とけやき台小学校の適正化、多摩川小学校と南富士  
見小学校の適正化、これは新生小学校として統廃合されたわけですけれども、あと上砂川小  
学校の適正化、第五中学校の適正化、第八中学校の適正化、第九中学校の適正化と 9 つに及

ぶ各学校についての実施方針があったわけでございます。

これらにつきましては冒頭申し上げましたとおり、教職員定数の改善等を受けて40人学級から35人学級の動きも現実になってきておりますし、あと立川の学齢の児童生徒の就学進学状況の話、児童生徒数、これが大きなベースになりますけれども、児童生徒数の話等々でいきますと、15年度以降の状況を見ただけでも小学校においてはほぼ1,400人から1,500人台で学齢児童が推移している、横ばいの状況もございます。また中学校においては1,300人台から1,500人台半ばということで増加している状況もある、こうしたことをどう見ていくか。

それから隣接校制度の改正も行いましたけれども、防災の視点からやったわけですが、小学校についてはこれらの状況も推移を見ていく必要があるということで、特に適正化の実施方針の中では適正規模については小学校においては12から18、中学校においては9から18、そういう数字があったわけですが、これが今までも議論がありましたけれども、どこの部分をもって適正とするか、この総括をもって参考にしていくということも必要かと思っております。

具体的には、今グラフ等を作っておりますけれども、例えば平成12年からどういう推移で児童数が先ほど言った学校で推移しているかということも出していきたく思っていますし、今後の状況等も勘案し人口等の動態も踏まえて少し検証結果をまとめていく。それで今後、今まで議論がありましたけれども、特に小学校を先行した形で方針を出していただきたいと思っておりますが、それをまずやって、それから小学校の結果を見た形で中学校にという、そういう流れで進めていったらどうかと思っております。

概括的には以上であります。

○**福田委員長** これまでの流れを踏まえて総括的にご意見をいただきました。

これより協議に移ります。立川市における特に小学校における適正規模の考え方の素案でございますが、これまで数回、定例会において協議を重ね、そしてある程度の方向性は出てきていると思います。今回及び次回、委員の方々からいただいたご意見を最終的に集約して、次々回には正式な素案としてご提案をしたいと、このような方向で考えております。

はじめに、考え方の素案に盛り込む上で配慮すべき基本点があると思います。特に法的な規定等を踏まえ、ご意見をお願いいたします。冒頭申し上げましたように自由協議といたしますので、自由にご意見をお願い申し上げます。

はい、田中委員。

○**田中委員** 先ほど澤教育長から立川市立小・中学校の適正規模等についての答申、平成10年3月に立川市立学校適正規模等審議会、ここから出された経緯を含めて教育人口の推移、あと今後の対応等々について説明があったわけですが、その上で委員長から小学校の学校適正規模の考え方、その素案のもとになるそういうものをできればここでしっかりと確認していきたいということですので、特に配慮すべき基本的なものとして、私はこの素案をつくる上で4点あると思っております。

1点目は学校教育法施行規則第41条及び第79条の規定、これを考慮する必要があると思

います。

2点目ですが、平成4年度、総務庁監察局から出ています小中学校における教育行政の現状と課題、義務教育諸学校等に関する行政監察結果、これが報告されているわけですが、その中で学校規模と学校教育のデータが示されています。このあたりも十分考慮する必要があります。

その上で3点目としては、立川市教育委員会として小学校の学校適正規模を検討するにあたっての基本的な考え、これはある程度明確にしておく必要があると思います。例えばですが、これまでも自由協議等で共通理解を図ってきました一人ひとりの子どもを大切にすることや、あるいは子どもの視点を重視する、これらを含めて3点出されていたと思います。こういうことも今後重視すべき、配慮すべき基本的な考え方だろうと思います。

これまでも私どもとしては学校適正規模についての定例会後の勉強会あるいは学校訪問、定例会での自由協議など約十数回にわたって検討を重ねてきました。そこでこれらの成果をもとにして4点目としては、小規模校及び大規模校のメリットとデメリット、これを明確にする必要があると思います。今までもしてきたわけですが、改めて素案の折にそういうことを記載していったらどうかと思います。特に立川市教育委員会として小学校の学校適正規模についての結論、それを出すことが4点目としては必要ではないかと思います。

つまり4点目としては総合的に勘案した立川市教育委員会の方向、それを示していく必要があると思います。例えばですが、立川市教育委員会の教育目標の実現のために、小学校の望ましい学校適正規模の標準、これを例えば18学級とするとか、あるいは当面クラス替えができる1年生2学級以上とするとか、さらに小規模校は6学級から11学級にするとか、あるいは大規模校は25学級以上とする、そういう具体的な学級数をあげていく必要があるのではないかと私は考えています。

なお、この素案について次回出していただくことになるわけですが、表記としては、あくまでもここでは小学校の学校適正規模の考え方と、そういう素案のようですので、できれば中学校の文言についても表記はここから整備していただければどうかと思います。例えばですが、中学校で使っている生徒、小学校の場合は児童です。あとは中学校の場合は部活を使って、小学校はクラブ活動、そういう中学校で使う文言についてはある程度はずして、小学校に特化した素案をつくって次回お出しいただければありがたいと思います。

私からは以上です。

○福田委員長 ありがとうございます。考え方の基本と言いますか考え方の素案をつくる上で盛り込むべき配慮、その基本点というものをまず押さえるということで4点ほど出されましたが、ほかにご意見ございますか。

○古岡委員 議論も煮詰まってまいりましたので、小学校の望ましい学校適正規模の標準は18学級というのは私も賛同いたします。また、国立教育政策研究所の報告にもありましたように、総合成績が学級数が多いほど良く、大規模校ほど各教科にバランスがとれて良い成績を示しているということも素案に反映させたほうがいいのではないかと思います。

○福田委員長 平山委員、何かございますか。

○平山委員 私は保護者としてですが、やはり立川市内の子どもたち一人ひとり、これから社会人になる子どもたちの将来のためにも、安心して平等な教育を受けられる環境を整備していただきたいと思います。また、今まで協議してまいりましたが、単学級ということはできるだけ避け、様々な集団の活動ができる環境の整備をお願いしたいと思います。

○福田委員長 教育長、何かありますか。

○澤教育長 特にありません。

○福田委員長 これは小学校でございますけれども、小学校の学校適正規模の考え方の素案のその原点というものはやはり子どもの幸せ、と同時にこの中で3点大きくこれまでもあったと思います。1点目は、一人ひとりの子どもを大切にするという視点、2点目に、子どもの視点を重視して行う、3点目としてどの子どもにも安心と平等な良質の教育を与える、この3点が先ほど申し上げましたように考え方の基本点という形になろうかと思えます。

これからその発展をしていくわけですが、今までも出ましたように、次に小規模校、大規模校のメリットと言いますか長所とデメリット、課題点、これについて今までもずいぶん議論をしてきていますけれども、最終的な確認と最終的なご意見ををお願いしたいと思えます。

何かございますか。田中委員。

○田中委員 先ほど古岡委員からも一部出ておりましたので、これまで約十数回にわたって先ほど申し上げたように勉強会あるいは学校訪問、定例会での自由協議、それらを重ねてきたわけです。その上で、各学校を訪問しながら確認できたことを申し上げたいと思います。

まず小規模校のメリットとしては、1点目は、児童一人ひとりにきめ細かい指導ができていたということを感じました。2点目ですが、少人数ですので、児童の人間関係が深まっていると感じました。3点目ですが、学校が一体となりやすい。家族的な雰囲気と言いますかそういうものがありました。

しかしながら一方でデメリットとしては、1点目は大勢の中での切磋琢磨、そういうことができていないと感じます。また2点目に、学校行事や教育活動の制約がどうしても生じてしまう。3点目に、集団活動を通じて社会性が育成できていない。これは学校訪問の中で管理職の先生からもそういうことが出ておりました。4点目ですが、教員の年齢別あるいは性別など望ましいバランスのとれた教職員配置がなかなか思うようにいかない。5点目に、協力授業や公開授業等の教員組織の改善がなかなかうまく図れない。6点目、教員と子どもの密接な関係が結果的に子どもの自立心、そういうものを妨げることが指摘されておりました。

このことから、私は望ましい学校規模の考え方としては、小学校においては全校で18学級から28学級が適正であり、少なくとも12学級以上の規模が必要であるということを感じております。このことについて勉強会等の資料で勉強してきたわけですが、国立教育政策研究所の葉養正明先生の研究からも実証されています。

次に大規模校のメリットですが、これについては1点目として、子どもが人間関係や集団

内の役割分担などが固定化することを防ぐことができる。やはり大規模校ですから固定化は防ぐことができました。2点目に、多様な関わりの中から集団のルールを学び、集団活動を通して子どもの社会性を高めることができているということを感じました。3点目ですけれど、大勢の中で切磋琢磨することにより子どもの学習や運動において競争心を培うことができるということ。4点目は、多様な学習指導ができる。5点目が、バランスのとれた教職員配置、これができている、こんなことが見られておりました。

しかし一方でデメリットとしては、1点目は全教職員による子どもの把握が難しい。大規模校ですからどうしてもそういうことが起きてくるんですね。2点目が異学年間の交流が不十分である。3点目が施設、設備の利用がどうしても制約されてしまう、こんなことが挙げられておりました。

このことから、大規模校として私は25学級以上が大規模校と考えています。この場合は教育委員会で具体的な対応策をそれぞれとる必要があると思っています。

私からは以上です。

○**福田委員長** ありがとうございます。小規模校、大規模校のメリット、デメリット、すなわち長所並びに課題を様々な視点で挙げていただきましたが、ほか、ご意見ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 田中委員から大規模校、小規模校の様々なメリット、デメリットを挙げていただきましたけれども、この視点として良い所、長所、メリットはやはり伸ばす。同時に課題をいかに改善するかというような視点で、もし発言がありましたらお願いします。

○**田中委員** 今、委員長から出たメリットを活かして、デメリットをどう改善するかと、そういうことがあったわけですが、私は具体的には今後対応策として、学校とか地域の事情を考慮して通学区の見直しをすとか、あるいは学校の場合によっては統合、あるいは校舎等の改築、改修、これを今後進めていく必要があるだろうと考えております。

○**福田委員長** それでは今までの経緯を踏まえて、私なりのまとめ方でまとめてみたいと思いますが、大規模校、小規模校のそれぞれの良い面、課題というのは具体的に出ていますので、今お話したように長所、メリットはさらに伸ばしながらいかに課題を改善し、そして視点として3点あったと思いますけれども、一人ひとりの子どもを大切にす視点、子どもの視点を重視、どの子どもにも安心と平等な教育を与えるというこの3点を基本点として、小学校の学校適正規模に関する結論と言いますか考え方の素案といたしまして、立川市の教育委員会の教育目標でございます生きる力を育む、その中で「確かな力 やさしい心 個を輝かせ社会のために」という、こういう人づくりを、これの具現化と言いますか実現を図らなければならない。

それが学校生活の中において特に子どもたちが人間関係の中で豊かな人間性を築いて、社会性と言いますか、そして生きる力を培うためにも望ましい学校適正規模の標準というのは今までのご意見を総括しますと18学級であろうと考えます。しかしながら当面は学年進行によってクラス替えができる1学年2学級以上、これが望ましい、こういう形になろうと思

ます。大規模校については先ほども田中委員からあったように25学級以上になった場合は対策を講じなければならないだろうと思います。対策としては、学校や地域の事情を考慮して、1つは通学区域の見直しを行う、2つ目に学校の統合を視野に入れた施策を講じる、3つ目に校舎等の改修などにより適正規模等を確保するよう努めると、こういう方向性、素案でいかがですか。

○田中委員 今、委員長から立川市教育委員会としての小学校の学校適正規模に対する一つの方向、素案として示されたわけですが、それについてはこれまで自由協議を含めての考えを踏まえた整理の仕方で、私はそれでよろしいと思います。

なお今、大規模校については25学級以上とありましたが、できましたら小規模校についてもそれを押さえておく必要があると思いますので11学級以下と、そういう押さえ方をされてはどうでしょうか。あとは委員長のおっしゃった方向で私はよろしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○福田委員長 ほか、ご意見ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、今まとめましたような形で、次回、立川市における小学校の学校適正規模の考え方の素案を事務局で準備していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

---

## ◎報 告

### (1) 6月議会報告について

○福田委員長 次に報告に移ります。

報告(1)6月議会報告について、でございます。新土教育部長、お願いたします。

○新土教育部長 平成24年第2回立川市議会定例会につきましては、6月11日から6月28日の日程で行われました。本日につきまして口頭でご報告させていただきまして、早急に概要版を作成し、配付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず一般質問につきましては23人の議員から質問がございまして、その内、教育関係の質問をされた議員は14人でした。

通学路に関する質問が4人と一番多くございまして、通学路の現状と取組状況、そして今後の学校からの危険箇所の調査に基づく対応ということでございます。今後、危険箇所につきましては学務課、道路課、警察、学校とで現場を確認し対応策を早急に検討していくと答えております。また、特別支援教育の現状や今後の取組について質問が2人からございました。また、図書館への指定管理者制度拡大についても質問がありました。その他、学力向上、防災への対応などでございます。

文教委員会では陳情が1件ございました。これは立川市立第九小学校体育館防音対策に関する陳情でございまして、これは継続審議となっております。

報告事項については5課7項目についてありました。

また、所管事項には3人の委員から質問がございました。学校施設の充実について、私立中学校への進学傾向について、生涯学習について、小中学校の楽器について等ございました。

一般質問の内容及び文教委員会での報告内容を含めまして概要版を早急に作成し配付いたします。

以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。6月議会報告についての説明を終了します。

質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは6月議会報告について、終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 図書館の臨時休館について

○福田委員長 次に報告(2)図書館の臨時休館について、でございます。

小宮山図書館長、説明願います。

○小宮山図書館長 それでは図書館の臨時休館について、ご報告いたします。

立川市図書館では祝日が通常開館日となっておりますが、7月16日月曜日、「海の日」の祝日になってございますが、毎年、中央図書館が入っております建物、ファーレ立川センタースクエアの法定電気設備点検が行われますため、建物全体が停電いたします。

停電によりまして中央図書館内のコンピュータが全て停止するため、中央図書館だけでなく地区図書館も全館で休館いたします。

また、停電前日、日曜日の閉館後ですので夕方5時から停電翌日火曜日の朝までインターネット、携帯電話などでの検索システム、こういったものも使用できなくなります。利用者の皆様には大変ご迷惑、ご不便をおかけいたしますけれども、現在、7月10日号の広報、市ホームページ、そういったところで周知を図っております。また「海の日」翌日の17日火曜日につきましては通常どおり開館いたします。

なお、当日の電気設備点検にあたりましては、先月末に立川市の曙町周辺一帯が1時間ほど急に停電いたしまして、その影響で当日、中央図書館の図書館システムが緊急停止いたしました。そういった形で当日も緊急対応を行ったために停電の影響が残っていないかどうかも含めまして、十分な電気設備点検を行う予定でございます。

それから、参考までに停電時の対応についてもあわせてご報告させていただきます。

6月29日午後4時25分ごろ、立川市曙町周辺、昭島市の中神周辺約9,000戸が1時間にわたって停電をいたしました。その影響で図書館システムが全てダウンいたしまして、この間全て図書館で手作業による貸出対応をいたしました。停電後、復旧したのが2時間後の18時30分ごろにシステムが復旧いたしまして、その後は手作業したものをすべてシステムに登録いたしまして、大きな混乱を及ぼす事態には至りませんでした。

急な停電ではございましたが、昨年の計画停電の経験をした職員が多く残っておりまして、

不幸中の幸いと言いますか当時の計画停電の経験を活かして迅速に落ち着いて手作業に切り替えるなど対応をいたしましたので、大きな混乱も生じなかったと考えてございます。

報告は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。図書館の臨時休館についての説明を終了いたします。質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、図書館の臨時休館について、報告を終了します。

---

## ◎視 察

### (1) 教育委員会所管施設の視察について（泉市民体育館）

○福田委員長 次に視察に移ります。

教育委員会所管施設の視察について、改修を終えた泉市民体育館を視察いたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 昨年の10月から改修工事をしておりまして、国体開催用の設備の改修ということで、特に第1体育室については空調設備ですとか電気などを取り替えまして、あと玄関入口、スロープを改修しましてバリアフリー化を図っています。あとトイレですとかシャワーですとか、そういった付帯設備についても手を入れている状況です。

その辺のところについて確認をしていただきます。

○福田委員長 暫時休憩といたします。

午後 2時03分休憩

---

午後 2時49分再開

○福田委員長 暫時休憩を解き、第13回立川市教育委員会定例会を再開いたします。

その他に移ります。その他ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

---

## ◎閉会の辞

○福田委員長 次回の日程確認を行います。次回、平成24年第14回立川市教育委員会定例会は平成24年7月26日木曜日、午後1時30分より、210会議室にて開催いたします。

なお、第15回定例会でございますけれども、当初は午前中開催を予定いたしましたけれども、通常どおり午後1時30分より開催という形でお願い申し上げます。

以上で平成24年第13回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時51分

署名委員

.....

委員長